高浜町スポーツ用具貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高浜町民が気軽にスポーツに親しむ機会を増やし、生涯スポーツの更なる普及を図るため、高浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する身近なスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　貸出を受けることができる者は、次に掲げる者又は団体とする。

（１）　高浜町内に在住、又は通勤・通学する者

（２）　高浜町内に活動の拠点を有する団体・企業

（３）　その他教育長が特に必要と認める者又は団体

２　前項の貸出対象者が中学生以下の場合は、保護者の同意を必要とする。

（貸出用具）

第３条　貸出用具は、教育委員会が所管するスポーツ用具で、別表に定めるものとする。

（貸出期間）

第４条　貸出用具の貸出期間は、原則１５日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（貸出料金）

第５条　貸出用具の貸出料金は無料とする。

（貸出申請）

第６条　貸出を希望する者又は団体（以下「使用者」という。）は、貸出を受けようとする日の属する月の２箇月前から借用日の３日前までに、スポーツ用具使用許可申請書（様式第１号）を教育委員会に申請しなければならない。

（貸出許可等）

第７条　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、スポーツ用具使用許可書（様式第２号）により許可するものとする。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合

（２）　宗教的活動のための利用と認められる場合。

（３）　政治的活動のための利用と認められる場合。

（４）　営利を目的とする利用と認められる場合。

（５）　業務に支障があると認められる場合。

（６）　その他教育委員会が使用を不適当と認める場合。

２　前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
３　貸出期間が重複する申請があった場合は、申請順によるものとする。

（貸出許可の取り消し等）
第８条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。
（１）　この要綱に違反した場合。
（３）　故障により使用することができなくなった場合。
（４）　災害その他事故により使用することができなくなった場合。
（５）　その他教育委員会が不適当と認める場合。
２　前項の規定により使用者が使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた損害について、教育委員会はその責めを負わない。

（使用者の遵守事項）
第９条　使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
（１）　許可された用途にのみ使用すること。
（２）　使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（３）　貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減免し、又は免除することができる。

（事故等の処理）
第１０条　貸出用具の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

（その他）
第１１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。
附　則
この告示は令和元年９月１０日から施行する。
附　則
この告示は令和４年４月１日から施行する。
附　則
この告示は令和５年２月１３日から施行する。

別表

貸出用具　一覧

No.	用具名	数量	単位	内容（１セットあたり）
1	スティックリングセット	4	ｾｯﾄ	ｽﾃｨｯｸ６本、ﾊﾟｯｸ６個
2	スティックリングコート	4	枚	
3	ビーチボール	１０	球	
4	卓球バレーセット	2	ｾｯﾄ	木製ﾗｹｯﾄ12枚、ｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄ１ｾｯﾄ、ｻｳﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ６球
5	キンボールセット	1	ｾｯﾄ	ﾎﾞｰﾙｶﾊﾞｰ２枚、ｲﾝﾅｰﾎﾞｰﾙ１個、ｾﾞｯｹﾝ(5着×3色)、得点ﾎﾞｰﾄﾞ、電動ﾌﾞﾛｱ
6	インディアカボール	4	球	
7	ファミリーバドミントン用ラケット	２０	本	
8	ファミリーバドミントン用シャトル	6	球	
9	ボッチャセット	2	ｾｯﾄ	ﾎﾞｯﾁｬﾎﾞｰﾙ13個（白１個、　赤６個、青６個）、審判具一式（ﾊﾟﾄﾞﾙ１個、ｷｬﾘﾊﾟｰ大・中・小 各１個、ﾒｼﾞｬｰ１個）、専用ｹｰｽ
１０	モルックセット	2	ｾｯﾄ	ﾓﾙｯｸｽﾃｨｯｸ１本、ｽｷｯﾄﾙ12本、得点板１ｾｯﾄ、木箱ｹｰｽ、

様式第１号（第６条関係）

スポーツ用具使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

高浜町教育委員会
教育長　　様

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電話　番号

下記のとおりスポーツ用具を借用したいので申請します。尚、借用期間中に返却の要請があった場合は直ちに返却し、且つ破損、紛失した場合は責任をもって弁償します。

借用目的		
借用用具	用具名	個数
借用期間	令和　　年　　月　　日（　　）から 令和　　年　　月　　日（　　）まで	
使用場所		
取扱い責任者 氏名		
備考		

※使用者が中学生以下の場合は、保護者等が申請してください。

様式第２号（第７条関係）

スポーツ用具使用許可書

令和　　年　　月　　日

申請者　　様

高浜町教育委員会
教育長

下記のとおり使用を許可します。

借用目的		
借用用具	用具名	個数
借用期間	令和　　年　　月　　日（　　）から 令和　　年　　月　　日（　　）まで	
使用場所		
取扱い責任者 氏名		
備考		

留意事項

（１）許可された用途にのみ使用すること

（２）使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（３）貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。